# 第 3 回 雄物川河川環境検討会(議事概要)

- 〇日 時:平成 26 年 11 月 26 日(水)、13 時 00 分~15 時 30 分
- ○会 場:仙北ふれあい文化センター
- ○出席委員:青谷委員、沖田委員、佐藤委員、杉山委員
- ○事務局:発注者:湯沢河川国道事務所

平野所長、佐藤副所長、畑山課長、杉田専門職

# <議事概要・意見>

(発言者:赤字 検討委員、青字 事務局)

### 1.前回資料の修正について

- ○資料-4-1 の河川区分毎の河川環境の概要において、たとえばゲンゴロウ等は底生動物 と昆虫類の両方で同じ種が確認されているのはどういうことか。(委員)
- →河川水辺の国勢調査の結果であるが、種の重複の扱いに関しては再度事務局で確認 する。(事務局)
- ○河川別、年度別のサケ及びサクラマスの親魚の採捕数の生データを提供してもらいたい。(<mark>委員)</mark>

# 2.目標・方針の設定、整備の内容

### <理念、基本的な考え方>

- ○地域住民との連携について、現状はどうなっているのか。今でも連携しているから引き続き連携するのか、あるいは、連携していないから連携する方向に向かっていくのか、どのような考え方か?(委員)
- →現状は学校活動の中で河川環境をカリキュラムとして取り組んでいるところもあるが、まだ 十分に広がっているとは言えず、今後取り組みをより広げていきたいと考えている。(事 務局)
- ○「自然再生を実施するにあたっては〜地域づくりにも資する」ということは、河川というハード面の整備をやれば、付随して地域づくりも行えるということか。(委員)
- →ハード面の整備等を行うことによって、地域住民が継続して河川と関わりを持つようになり、地域で河川環境を守っていこうという動きに広がる。最終的に河川管理者が前面に出なくても、地域の方が前面に出て行くような方向になれば理想である。(事務局)

#### <課題の整理(総括)>

- ○課題として項目が並列になり、課題の重要度として大〜小と表記されているが、これらは 相互に関連しあうものであり順位付け等はできないと思う。(委員)
- →御指摘のとおり課題については相互に関連しているため、その辺りを本資料の後半で整理しているのでそこで改めて御説明したい。(事務局)

### <自然再生の目標(最重要目標)>

- ○ワンド・たまりの劣化を説明する中で出てくる比高差というのはどういう概念か?面積が減少することと、比高差が拡大することは相互に関連しているのではないか?劣化と判断していることの定義について整理する必要がある。(委員)
- →比高差とは、本川河床高とワンド・たまりの河床の差として定義している。御指摘のとおり 比高差の拡大と、面積の減少は関連している事象であるが、比高差及び面積のいずれ かの状況が悪化しているものを劣化として整理している(事務局)。

# <整備方針>

○目標によって緊急度、優先度が大〜小となっているが、この表現であっているのか。目標①に付随して目標④⑤⑥があるのであって大小ではない。(委員)

# <整備箇所の選定>

- ○トミョ属とだけ記すのではなく、「トミョ属魚類」と記すか、最初に「トミョ属とはトミョ属魚類 のことである」と記すべき。(委員)
- ○河川整備計画があって、その次に自然再生におけるピンポイントのワンドの整備があるという位置づけなのか。自然再生事業では雄物川全体ではなくピンポイントだけをやるというイメージにならないか。(委員)
- →自然再生事業として投資する区間は選定された区間ということである。(事務局)
- ○河川整備というのは自然再生とは相反する考えなのではないか。(委員)
- →今回の河川整備計画は流下能力の低い所において、河積を稼ごうとするものである。低水路を掘削するような昔のやり方とは違い、環境に配慮した掘削等を行うもの。河川整備計画では流下能力のあるところに関しては手をかけない。自然再生事業はあくまでも自然再生にこだわって手を入れるものである。(事務局)
- ○自然再生事業という河川全体に関わる大きなイメージの一方、事業実施箇所が8箇所の ワンドのみなのか、という感じがある。ピンポイントではなく、この8箇所のワンドを整備す ることによって、 の自然再生に繋がり、雄物川全体の環境改善になるという ことを示すほうがよい。(委員)

#### <整備方法>

- ○せっかく自然再生事業を検討しているのに、整備方法は結局掘削するだけなのか。(<mark>委</mark>員)
- →ワンド周辺の樹木を伐採したり、中洲の高さを低くすることで、砂州が動きやすくなること を期待している。(事務局)
- ○ワンド・たまりが劣化した原因について具体的な数値等を示してほしい。二極化や樹林 化となった原因が分かればそれを取り除けばいいのでは。(委員)
- →劣化した原因は二極化と樹林化であり、この課題を取り除く手法の一つとして、今回の整備方法を講じている。(事務局)

- ○過去に同様の方法で行った事例はあるのか。(委員)
- →多摩川で固定してしまった砂州の再生として、切り下げて洪水のときに水が流れるように したところ、カワラノギクなどの植物が生えたという事例はあるが、ワンドについてはこれか ら事例を作っていくという段階である。(事務局)
- ○湧水の再生事業で成功した事例はほとんどないと思う。移殖した種が死滅したという事例もある。現在の生息場所であるワンドは現状を維持し、本流に手を加えるのが良いのでは。(委員)
- ○樹林化したことが必然的であり、整備してもまた同じような状態になってしまうのでは。(**季** 員)
- →樹林を伐採し河原を再生することで、河川が自由に動けるようになるのではないかという 考え。自然の川の作用ありきで、それをうまく利用しながら整備を進めていきたい。再び 樹林化する可能性はあるが、順応的管理の下でモニタリングを行いながら随時対策を行っていきたいと考えている。(事務局)
- ○湧水箇所などは、周囲の環境影響を受けやすくその箇所を保全しても枯れてしまう。ある部分(生息環境)だけに手を加えても周囲の環境が変化すれば生息環境も変わってしまう。一部分に手を加えるだけでいいのか。(委員)
- ○整備することでワンドが消失してしまわないか。(委員)
- →砂州等は河川の中で移動するものであるが、現状では固定化している箇所があるため、 整備することで元の流動的な砂州に戻るのではないかという考え。ただし、ワンドが消失 するというリスクはある。(事務局)
- →今回のピンポイントな箇所選定と、この事業を実施することで様々な危険性は危惧される。ただ、これしか方法が無いと思う。(委員)
- →検討段階では、事業実施による効果のあるなしは断言できない。モニタリングしながら追跡していくことしかできないと考える。検討区間全域で事業を実施することは危険な可能性もあるので、段階的に整備を進め、モニタリングにより整備効果を確認しつつ整備方法の再検討を行うことも必要である。また、同時に複数の整備方法を実施し、より最適な方法を残りの箇所に採用することも考えられる。(事務局)
- ○既に消失したワンドの周囲で掘削等を行うことによって、ワンドの再生が行われるか検証 することができるのでは。(<mark>委員</mark>)
- →今は現在存在するワンドの改善という考えで事業を進めているため、消失ワンドの再生と なると事業箇所の選定から行わなければならない。(事務局)
- ○今回の目標の中に「創出」とあるが、具体的な案はあるのか。(委員)
- →以前雄物川でワンドを人工的に造成したことがあるが、出水により流失してしまった経緯があるため、人工構造物の新規造成は考えていない。(事務局)
- ○水制工等を設置することで水の流れを変えて砂州やワンドの再生ができるのではない か。(委員)
- ○固定砂州を取ってしまうことで、単純化した河川にならないのか。(委員)
- ○整備方針がよく分からない。例えば河岸にコンクリート構造物を入れたら環境が悪化した

ので、自然再生事業としてそのコンクリート構造物を撤去するというような話ならわかりやすい。しかし、劣化したワンド・たまりが何故劣化したのか、その要因は何なのかがよく分からない中で、河道掘削しますというのがよく分からない。むしろ、昔ワンド・たまりがあった場所が消失した場所を確認して、その原因を分析した上で、そのような箇所を事業箇所として選定する考え方もあるのではないか。(委員)

○ワンド・たまりに直接手を入れて掘下げるようなことはしないほうが良い。(委員)

## <樹林伐採>

- ○林も鳥の住処となっており、すべて切っていいわけではない。ハリエンジュの伐採はいいが、 の下流など、オニグルミ、ヤナギ等在来種の良い河畔林が形成されている箇所を伐採するのはもったいない。また、若木のうちに伐採すると、個体数が多くすぐ萌芽するため角間川のようにハリエンジュがより繁茂する可能性もある。大木になり個体数が減少してから伐採することで萌芽個体も少なくなると考えられる。ただし、それらをモニタリングするとなると長期間必要となる。(委員)
- →伐採は皆伐をイメージしているため、実際に伐採する際は現地視察を行い、委員の方々 に伐採箇所のアドバイスをいただく予定。ハリエンジュは根こそぎ伐採すれば萌芽しづら いという過去のデータもある。(事務局)

### <河道と堤内地との連続性の確保、川の連続性の確保>

- ○河川構造物を手入れするのはいろいろと難しいのでは。(委員)
- →他機関との連携が必要であり、また、一度整備したところをまた元に戻すのかという意見 もある。(事務局)
- ○他機関の管理している構造物でも、魚道が機能していないということを指摘することはできるのでは。(委員)
- →河川管理者として河川構造物がメンテナンスされているか確認する義務があり指摘する ことはできる。(事務局)
- ○河道と堤内地との連続性の確保に関連して、堤内地側に直接手を入れることが出来なくても、モニタリング調査結果や、過去の資料等から湧水の位置やトミョの情報などを住民等から集めることで、ある程度は生息状況の変遷も把握できるのでは。(委員)

#### <整備スケジュール>

○自然再生の目標があってすぐに整備内容を記載しているが、課題とその原因があり、その原因を取り除くために整備内容が入るという風に、間に、2つ3つ説明が入るのではないか。

# 3.地域との連携について

○整備内容が樹林伐採と河道掘削だけではなく、地域との連携等ソフト面での取り組みも示してほしい。(委員)

# 4.総括

- ○今は堤防から堤防の間で議論しているが、基本理念にある「良好な自然環境」とは河川 流域、土地利用、住居地等すべてを含めて、自然環境を保全しなければいけない。その 一環として、我々は河川環境を改善するために貢献しているという立ち位置で進めてい けば、地域住民の協力も得やすいと考えられる。(委員)
- →まさしくおっしゃる通りである。そういった広がりを持って整備を進めていきたい。手を加えられるのは河川の中だけではあるが、一緒に手を尽くすことはできるので、地域や学校に出前講座などを通して連携をしていきたい。地域との連携については次回議論したい。(事務局)

以上